

第四級海上無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A－1 次の記述は、海上移動業務の無線局の予備免許について述べたものである。電波法（第8条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、電波法第7条（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条第1項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次の(1)から(5)までに掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。
- (1) A (2) B (3) 識別信号 (4) C (5) 運用許容時間
- ② 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、①の(1)の期限を延長することができる。

A	B	C
1 工事着手の期限	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	空中線電力
2 工事落成の期限	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	実効輻射電力
3 工事落成の期限	電波の型式及び周波数	空中線電力
4 工事着手の期限	電波の型式及び周波数	実効輻射電力

A－2 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を B なければならない。ただし、 C については、この限りでない。

A	B	C
1 他の無線局	与えないように運用し	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
2 重要無線通信を行う無線局	与えないように運用し	遭難通信
3 他の無線局	与えない機能を有するもので	遭難通信
4 重要無線通信を行う無線局	与えない機能を有するもので	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信

A－3 義務船舶局の無線設備の機能試験に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第6条から第8条の2まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎月1回以上当該無線設備によって通信連絡を行い、その機能を確認しておくなければならない。
- 2 義務船舶局の遭難自動通報設備は、1年以内の期間ごとに、別に告示する方法により、その機能を確認しておくなければならない。
- 3 義務船舶局においては、無線局運用規則第6条及び第7条の規定により、無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）及び双方向無線電話の機能を確認した結果、その機能に異状があると認めたときは、その旨を無線局の免許人に通知するとともに、遅滞なく総務大臣に報告しなければならない。
- 4 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中毎日1回以上、当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確認しておくなければならない。

A－4 次の記述は、海岸局及び船舶局の運用について述べたものである。電波法（第62条）の規定に照らし、 内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、A のみを運用するとき、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するためにB ことができる。
- ③ 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又はC について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

A	B	C
1 無線電話の送受信装置	臨時にその船舶局の運用の停止を命ずる	使用電波の型式若しくは周波数
2 受信装置	必要な措置をとることを求める	使用電波の型式若しくは周波数
3 受信装置	臨時にその船舶局の運用の停止を命ずる	使用送信機若しくは空中線
4 無線電話の送受信装置	必要な措置をとることを求める	使用送信機若しくは空中線

A－5 海上移動業務の無線局の聴守義務に関する次の記述のうち、電波法（第65条）及び無線局運用規則（第42条から第43条の2まで及び第44条の2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局にあっては、F3E電波156.8MHzの指定を受けているものは、その運用義務時間中、その周波数で聴守をしなければならない。
- 2 デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局であって、F1B電波2,187.5kHz及びF2B電波156.525MHzの指定を受けているものは、常時、これらの周波数で聴守をしなければならない。
- 3 船舶局であって電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定によりナブテックス受信機を備えるものは、F1B電波518kHzの聴守については、その周波数で海上安全情報を送信する無線局の通信圏の中にあるとき常時、F1B電波424kHzの聴守については、その周波数で海上安全情報を送信する無線局の通信圏として総務大臣が別に告示するものの中にあるとき常時、F1B電波424kHz又は518kHzで聴守をしなければならない。
- 4 F3E電波156.65MHz及び156.8MHzの指定を受けている船舶局（旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの船舶局を除く。）は、その船舶の航行中常時、F3E電波156.65MHz及び156.8MHzで聴守をしなければならない。

A－6 海上移動業務における無線電話通信において、無線局が自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときに関する次の記述のうち、無線局運用規則（第14条、第18条及び第26条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、他のいずれの無線局も応答しない場合は、直ちに応答しなければならない。
- 2 無線局は、応答事項のうち、「こちらは」及び自局の呼出名称を送信して応答しなければならない。
- 3 無線局は、応答事項のうち、相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 4 無線局は、その呼出しが反覆され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。

A－7 次の記述は、海上移動業務における無線電話通信において、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けた場合の措置について述べたものである。無線局運用規則（第18条及び第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちに A しなければならない。 B のための電波の発射についても同様とする。
- ② ①の通知をする無線局は、その通知をするに際し、 C を示すものとする。

A	B	C
1 空中線電力を低下し、 混信を与えないように	無線設備の機器の 試験又は調整	受けている混信の程度
2 その呼出しを中止	無線設備の機器の 試験又は調整	分で表す概略の 待つべき時間
3 空中線電力を低下し、 混信を与えないように	通報の送信	分で表す概略の 待つべき時間
4 その呼出しを中止	通報の送信	受けている混信の程度

A－8 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信における試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則（第14条、第18条及び第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に A 及びその他必要と認める周波数によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の(1)から(3)までに掲げる事項を順次送信し、更に1分間聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「 B 」の連続及び自局の呼出名称1回を送信しなければならない。この場合において、「 B 」の連続及び自局の呼出名称の送信は、 C を超えてはならない。

- (1) ただいま試験中 3回 (2) こちらは 1回 (3) 自局の呼出名称 3回

A	B	C
1 自局の発射しようとする電波の周波数	試験電波発射中	30秒間
2 遭難通信に使用する電波の周波数	試験電波発射中	10秒間
3 遭難通信に使用する電波の周波数	本日は晴天なり	30秒間
4 自局の発射しようとする電波の周波数	本日は晴天なり	10秒間

A－9 船舶局においてその船舶の責任者の命令がなければ行うことができない呼出し又は送信に関する次の事項のうち、無線局運用規則（第71条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 緊急通報の告知の送信又は緊急呼出し
- 2 遭難警報又は遭難警報の中継の送信
- 3 G1B電波若しくはG1D電波406.025MHz、406.028MHz、406.031MHz、406.037MHz、406.04MHz又はG1D電波406.05MHz、A3X電波121.5MHz並びにF1D電波161.975MHz及び162.025MHzを同時に発射する遭難自動通報設備の通報の送信
- 4 安全呼出し又は安全通報の送信

A－10 次の記述は、誤った遭難警報を送信した場合の措置について述べたものである。無線局運用規則（第75条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、誤って遭難警報を送信した場合は、直ちにその旨を A へ通報しなければならない。
- ② 船舶局は、 B 誤った遭難警報を送信した場合は、当該遭難警報の周波数に関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第2号に規定する周波数の電波を使用して、無線電話により、次の(1)から(7)までに掲げる事項を順次送信して当該遭難警報を取り消す旨の通報を行わなければならない。

(1) 各局

3回

(2) こちらは

1回

(3) 遭難警報を送信した船舶の船名

3回

(4) 自局の呼出符号又は呼出名称

1回

(5) 海上移動業務識別

1回

(6) 遭難警報取消し

1回

(7) 遭難警報を発射した時刻（協定世界時であること。）

1回
- ③ 船舶局は、②に掲げる遭難警報の取消しを行ったときは、 C しなければならない。

A	B	C
1 海上保安庁	無線電話により	適当な間隔をおいてその通報を少なくとも2回反復
2 海上保安庁	デジタル選択呼出装置を使用して	当該取消しの通報を行った周波数によって聴守
3 適当な海岸局	無線電話により	当該取消しの通報を行った周波数によって聴守
4 適当な海岸局	デジタル選択呼出装置を使用して	適当な間隔をおいてその通報を少なくとも2回反復

A－11 遭難呼出し及び遭難通報の送信の反復に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第81条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難呼出し及び遭難通報の送信は、他の無線局の通信に混信を与えるおそれがある場合を除き、遭難通報に対する応答があるまで、必要な間隔を置いて反復しなければならない。
- 2 遭難呼出し及び遭難通報の送信は、1分間以上の間隔を置いて2回反復し、これを反復しても応答がないときは、少なくとも3分間の間隔を置かなければ反復を再開してはならない。
- 3 遭難呼出し及び遭難通報の送信は、無線局運用規則第82条(遭難通報に対する応答等)の規定による応答があるまで、必要な間隔を置いて反復しなければならない。
- 4 遭難呼出し及び遭難通報は、少なくとも3回連続して送信し、適当な間隔を置いてこれを反復しなければならない。

A－12 海上移動業務の無線局がその免許を取り消されることがあるときに関する次の記述のうち、電波法（第76条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人が、電波法又は電波法に基づく命令に違反し、総務大臣から受けた無線局の運用の停止の命令、又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力の制限に従わないとき。
- 2 免許人が電波法第73条（検査）第1項による無線局の検査を拒んだとき。
- 3 総務大臣が無線局の発射する電波の質が電波法第28条（電波の質）の総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 4 免許人が電波法第52条（目的外使用の禁止等）の規定に違反して無線局を運用したとき。

A－13 次の記述は、船舶局に係る免許記録及び無線従事者免許証について述べたものである。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局に備え付けておかねばならない免許記録は、 A の B に掲示しておかねばならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- ② 無線従事者は、その業務に従事しているときは、無線従事者の免許証を C していなければならない。

A	B	C
1 主たる通信操作を行う場所	できる限り上部	携帯
2 主たる送信装置のある場所	見やすい箇所	携帯
3 主たる送信装置のある場所	できる限り上部	総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の要求に応じて提示することができる場所に保管
4 主たる通信操作を行う場所	見やすい箇所	総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の要求に応じて提示することができる場所に保管

A－14 使用を終わった無線業務日誌に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 使用を終わった無線業務日誌は、使用を終わった日から2年間保存しなければならない。
- 2 使用を終わった無線業務日誌は、その無線局の次に行われる電波法第73条第1項の規定による検査（定期検査）の日まで保存しなければならない。
- 3 使用を終わった無線業務日誌は、その無線局の免許が効力を失う日まで保存しなければならない。
- 4 使用を終わった無線業務日誌は、総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に使用を終わった日から1月以内に提出しなければならない。

B－1 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

無線局を開設しようとする者は、 ア ならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局については、この限りでない。

- (1) イ 無線局で総務省令で定めるもの
- (2) 26.9MHzから27.2MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、 ウ のみを使用するもの
- (3) 空中線電力が エ である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の3（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、 ウ のみを使用するもの
- (4) オ 開設する無線局

- | | |
|--------------------------------------|---------------------------------|
| 1 あらかじめ総務大臣に届け出なければ | 2 総務大臣の免許を受けなければ |
| 3 発射する電波が著しく微弱な | 4 小規模な |
| 5 適合表示無線設備 | 6 その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器 |
| 7 1ワット以下 | 8 0.1ワット以下 |
| 9 地震、台風、洪水、津波その他の非常の事態が発生した場合において臨時に | 10 総務大臣の登録を受けて |

B－2 義務船舶局の無線設備に関する次の記述のうち、無線設備規則（第38条及び第38条の4）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 義務船舶局に備えなければならない無線設備（遭難自動通報設備を除く。）は、船舶のできる限り上部において、遭難通信及び航行の安全に関する通信を送り、又は受けることができるものでなければならない。
- イ 義務船舶局に備えなければならない衛星非常用位置指示無線標識は、通常操船する場所から遠隔制御できるものでなければならない。ただし、通常操船する場所の近くに設置する場合はこの限りでない。
- ウ 義務船舶局に備えなければならない無線電話であって、F3E電波156.8MHzを使用するものの空中線は、できる限り航海船橋の近くに設置されたものでなければならない。
- エ 無線設備規則第38条（義務船舶局等の無線設備の条件）第2項の無線電話は、航海船橋において通信できるものでなければならない。
- オ 電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定により義務船舶局に備える無線設備の空中線は、通常起こり得る船舶の振動又は衝撃により破断しないように十分な強度を持つものでなければならない。

B－3 免許記録の目的等にかかわらず運用することができる通信及び入港中の船舶の船舶局を運用することができる場合に関する次の事項のうち、電波法施行規則（第37条）及び無線局運用規則（第40条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 26.175MHzを超え470MHz以下の周波数の電波により通信を行う場合
- イ 無線局の免許人のための通信であって、急を要するものを海岸局との間で行う場合
- ウ 無線機器の試験又は調整をするために通信を行う場合
- エ 中短波帯の周波数の電波により、気象の照会又は時刻の照会のために海岸局と通信を行う場合
- オ 無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であって、急を要する通報を海岸局に送信する場合

B－4 次の記述は、主任無線従事者の職務について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第39条（無線設備の操作）第4項の規定により ア 主任無線従事者は、 イ に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。
- ② ①の総務省令で定める職務は、次の(1)から(5)までに掲げるとおりとする。
 - (1) 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を ウ こと。
 - (2) 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
 - (3) エ を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。）。
 - (4) 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し免許人に対して オ こと。
 - (5) (1)から(4)までに掲げる職務のほか無線局の イ に関し必要と認められる事項

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 1 その選任の届出がされた | 2 その選任について総務大臣の許可を受けた |
| 3 無線設備の操作 | 4 無線設備の操作の監督 |
| 5 推進する | 6 立案し、実施する |
| 7 無線局免許申請書及び無線業務日誌 | 8 無線業務日誌その他の書類 |
| 9 報告する | 10 意見を述べる |

B－5 海上移動業務の無線局における緊急通信に関する次の記述のうち、電波法（第52条、第53条、第54条、第66条及び第67条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア 無線局が緊急通信を行う場合においては、免許記録に記録されている通信の相手方及び通信事項の範囲を超えて運用してはならない。
- イ 無線局が緊急通信を行う場合において、空中線電力は、免許記録に記録されているものの範囲内であり、かつ、通信を行うため必要最小のものでなければならない。
- ウ 無線局が緊急通信を行っている場合において、遭難信号を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- エ 無線局が緊急通信を行う場合において、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許記録に記録されているところによらなければならない。
- オ 無線局が緊急信号又は緊急通信を受信したときは、その通信が終了するまで、継続してその緊急通信を受信しなければならない。

B－6 次に掲げる者のうち、電波法（第106条及び第110条）の規定に照らし、拘禁刑又は罰金に処せられることとなる者に該当するものを**1**、該当しないものを**2**として解答せよ。

- ア 総務大臣の免許又は登録がないのに、無線局（免許を要しないものを除く。）を開設した者
- イ 船舶遭難又は航空機遭難の事実がないのに、無線設備によって遭難通信を発した者
- ウ 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6月以上休止した者
- エ 無線設備の変更の工事の許可を受け、変更検査（電波法第18条に定める総務大臣の行う検査をいう。）に合格する前に許可に係る無線設備を運用した者
- オ 不正な手段により無線局の免許を受けた者